

◎給与と所得金額の算出表

給与等の収入金額の合計額		給与と所得金額
から	まで	
550,999円まで		0円
551,000円	1,618,999円	給与等の合計収入金額から550,000円を控除した金額
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円	1,799,999円	給与等の合計収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた金額 A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円	3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円	6,599,999円	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円	8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額 - 1,950,000円

■子ども・特別障害者を有する者等の所得金額調整控除
 給与等の収入金額が850万円を超える場合、特別障害者に該当する、年齢23歳未満の扶養親族を有する、又は特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合は、次の所得金額調整控除額を給与と所得金額から差し引きます。
 給与と所得金額調整控除額 = 給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円 × 10% (1円未満の端数は切り上げ)

◎公的年金等の所得金額の算出表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額【算出金額：B】		公的年金等雑所得金額		
	から	まで	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の者(S34.1.2以後に生まれた者)	1,299,999円まで		B - 600,000円	B - 500,000円	B - 400,000円
	1,300,000	4,099,999	B × 75% - 275,000円	B × 75% - 175,000円	B × 75% - 75,000円
	4,100,000	7,699,999	B × 85% - 685,000円	B × 85% - 585,000円	B × 85% - 485,000円
	7,700,000	9,999,999	B × 95% - 1,455,000円	B × 95% - 1,355,000円	B × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上		B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円
65歳以上の者(S34.1.1以前に生まれた者)	3,299,999円まで		B - 1,100,000円	B - 1,000,000円	B - 900,000円
	3,300,000	4,099,999	B × 75% - 275,000円	B × 75% - 175,000円	B × 75% - 75,000円
	4,100,000	7,699,999	B × 85% - 685,000円	B × 85% - 585,000円	B × 85% - 485,000円
	7,700,000	9,999,999	B × 95% - 1,455,000円	B × 95% - 1,355,000円	B × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上		B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円

■給与と所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除
 給与と所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与と所得の金額から差し引きます。
 所得金額調整控除額 = 給与と所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等雑所得(10万円を超える場合は10万円) - 10万円
 ※子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与と所得の金額から控除します。

◎市民税・県民税の税率表(総合課税分)

	市民税	県民税	森林環境税*
所得割	6%	4%	-
均等割	3,000円	1,000円	1,000円

*森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税されます。

◎各種控除額一覧表

控除の種類	控除額等	
社会保険料控除※	支払社会保険料の全額	
小規模企業共済等掛金控除※	支払掛金の全額	
生命保険料控除※	支払金額	控除額
	【新契約】(H24.1.1以後に締結した保険契約等)	支払保険料の全額
地震保険料控除※	【地震】	【旧長期】(平成18年末までに締結。契約期間10年以上・満期返戻金有)
	①支払保険料 × 1/2 (最高25,000円) ※地震保険契約と別に旧長期の契約もある場合は合わせて25,000円まで	①5,000円以下の場合 …… 支払保険料の全額 ②5,000円を超え15,000円以下の場合 …… 支払保険料 × 1/2 + 2,500円 ③15,000円を超える場合 …… 10,000円
寡婦、ひとり親控除	260,000円(ひとり親控除の場合 300,000円)	
勤労学生控除	260,000円	
障害者控除	一般の障害者 …… 260,000円 同居以外の特別障害者 …… 300,000円	同居特別障害者 …… 530,000円 ※障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用
配偶者控除	申告者の合計所得金額	控除額
	控除対象配偶者 老人控除対象配偶者(満70歳以上の方)	900万円以下 …… 330,000円 900万円超950万円以下 …… 220,000円 950万円超1,000万円以下 …… 110,000円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控除額
	本人の所得金額	本人の所得金額
扶養控除	①年少扶養親族(16歳未満) …… 0円 ②一般扶養親族(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満) …… 330,000円 ③特定扶養親族(19歳以上23歳未満) …… 450,000円	④老人扶養親族(70歳以上) …… 380,000円 ⑤同居老親等(70歳以上) …… 450,000円
	前年の合計所得	基礎控除額
雑損控除※	①(損失額 - 保険金等による補てん額) - 総所得金額の10%	いずれか多い方の金額
	②損失の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円	
医療費控除※	(医療費 - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等の5%	いずれか少ない方の金額
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)※	(支払った額 - 保険金等により補てんされる部分の額) - 12,000円 ただし88,000円が限度 (注)上記の医療費控除との選択適用になります。	
事業専従者控除	次に掲げる金額のいずれか少ない方の金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得 事業専従者の数 + 1	
寄附金税額控除※	寄附金の額 総所得金額等の30%	いずれか少ない方の金額 - 2,000円 【税額控除方式(市民税6%、県民税4%)】
	地方公共団体に対する寄附金については、2千円を超える部分を一定の限度まで所得税と併せて控除	

※各控除に関する証明書又は領収書(令和5年中の領収印のあるもの)が必要です。
 ◎上記の控除額は、住民税(市民税・県民税)の控除額です。所得税の控除額とは一部違いがあります。